破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５２３号
大阪市平野区瓜破西２丁目15番７号　プライムコートⅡ　103号室
債務者　八木　沙織
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８３号
大阪府茨木市真砂１丁目10番31号サンライズマンション203号
債務者　中国菜館香港こと香港こと　朝﨑　雅晶
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８０号
大阪市北区本庄東２丁目４番１―315号
債務者　山本理恵子こと　山本　早苗
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８７号
大阪府豊中市本町６丁目９番７―604号
債務者　倉貫　徳雄
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１８号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目11番20号（202号）
債務者　山本正臣こと　山本　啓二
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２３号
大阪府交野市倉治３丁目28番８―101号、前住所大阪府交野市倉治２丁目46番４号
債務者　早野　直樹
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４１号
大阪市旭区赤川１丁目９番11―311号、前住所大阪市天王寺区勝山３丁目12番20号アンバーコート602号
債務者　原山　誠三
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４４号
大阪府箕面市如意谷３丁目８番14―306号
債務者　福島　大輔
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４７号
大阪府交野市向井田１丁目23番２―117号
債務者　石川藍生人
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６４号
大阪市平野区加美北９丁目５番６号花崎マンション302
債務者　丸山　徳隆
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６６号
大阪市阿倍野区北畠３丁目５番１―303号
債務者　出口智恵子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２１号
大阪府高槻市城南町１丁目23番12号　スイートハイツ302号、前住所大阪府高槻市城南町１丁目15番５号
債務者　前地　眞美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３９号
大阪府交野市星田１丁目１番８号
債務者　大谷　美鈴
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８０号
大阪市港区池島１丁目２番９号　Ｕハイツ101号
債務者　坪屋　貴文
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２２号
大阪府寝屋川市春日町22番10号
債務者　尼嵜　潔一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２３号
大阪府寝屋川市春日町22番10号
債務者　尼嵜　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目４番21号サンシャインマンション　202
債務者　霞末　弘志
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部